

居合道七段および六段審査会(茨城)要項

全日本剣道連盟

1. 期 日 令和7年6月27日(金)

2. 受付開始・終了および審査開始時刻

(1) 七段審査会

受付時間 午前9時～午前9時30分まで

審査開始 午前10時(予定)

(2) 六段審査会

受付時間 午前11時30分～正午(12時)まで

審査開始 七段実技審査終了後

*受付終了後は、審査の進行上、一切受けません。必ず時間を厳守してください。
また、各受審段位ごとの受付時間に合わせて来場してください。

3. 会 場 霞ヶ浦文化体育館(水郷体育館) *別紙案内図参照
(〒300-0835 茨城県土浦市大岩田 1051) 電 話 029-823-4811

4. 主 催 公益財団法人 全日本剣道連盟

5. 審査方法 全日本剣道連盟 居合道称号・段級位審査規則・細則ならびに同実施要領による。

6. 審査科目 七段・六段とも、次による。

実 技 全剣連居合6本(当日開始時に全日本剣道連盟居合の中から6本を指定する。)

※ 演武時間は7分以内とし、「始め」の宣告より計測し、正面の礼を終了し、
携刀姿勢になるまでとする。太刀は真剣とし、下げ緒を結束すること。

※ 服装については、紺・黒・白の剣道着または居合道着・袴とし、上下同色とする。

7. 受審資格

七 段

(1) 令和元年6月30日以前に六段を取得した者。

※なお、令和元年7月徳島県での居合道六段審査会合格者も含みます。

(2) 令和4年6月30日以前に六段を取得し、年齢満65歳以上で修業年限
3年以上経過し、加盟団体会長が許可した者。

六 段

(1) 令和2年6月30日以前に五段を取得した者。

(2) 令和5年6月30日以前に五段を取得し、年齢満65歳以上で修業年限
2年以上経過し、加盟団体会長が許可した者。

8. 年齢基準 審査日の当日(令和7年6月27日)とする。

9. 申込み

(1) 申込方法 各支部へ審査料を添えて申し込む。

審査料 六段 13,000円

七段 14,000円

(2) 申込締切 令和7年4月30日(水)必着

- (3) 申込書 ①所定の用紙による。
②現段位の取得年月日は正確に記入すること。
なお、その時点において岐阜県以外に所属し、
取得した場合は※に県名を記入すること。

10. 審査料 支部で一括して納金すること。
- (1) 振込先 十六銀行 県庁支店 普通預金
口座番号 1254276
口座名 岐阜県剣道連盟
- (2) 現金書留 〒500-8384 岐阜市藪田南 1-11-12
岐阜県水産会館内 岐阜県剣道連盟

11. 合格発表

審査終了後、受審番号により合格者を発表する。後日、合格者決定通知と証書を各都道府県剣道連盟に送付するとともに全剣連月刊「剣窓」および全剣連ホームページ (<https://www.kendo.or.jp/>) に合格者の氏名を掲載する。

12. 安全管理

参加者は、各自十分健康管理に留意し参加すること。また、参加者は、健康保険証を持参のこと。高齢の参加者については、特に留意のこと。主催者において、行事实施中、傷害発生の場合は、医師または、看護師により応急処置を講じ、病院等で治療を受けられるよう手配する。AEDを常備する。また、医師等により、脳しんとうの可能性や生命の危険性を否定できない症状と判定された場合は、直ちに審査への参加を中止とする。この場合、当日の治療費（手術、入院費は含まない）は主催者が負担する。なお、主催者は、参加者の事故に対し、（審査会場への往復途上を含む）、傷害保険に加入する。全日本剣道連盟の「感染症予防ガイドライン」を遵守すること。
（全剣連ホームページ参照）

13. 個人情報保護法への対応 ※以下を申込者に周知して下さい。

参加者の個人情報（登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等）は全日本剣道連盟および地方代表団体（各都道府県剣道連盟）が行事運営のために利用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせた公表媒体（掲示用紙、ホームページ、剣窓等）に公表することがある。更に、普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

- (1) 全剣連及び報道機関等が撮影した写真が、新聞・雑誌・報告書及び関連ホームページで公開されることがある。
- (2) 全剣連及び報道機関等が撮影した映像が、中継・録画放映及びインターネットによる配信で公開されることがある。
- (3) 全剣連の許可を受けた者によって、撮影された写真及び映像が販売されることがある。

14. 注意事項

- (1) 受審者は、各都道府県剣道連盟に本人の申込み受理の確認を審査会前日までに行い参加すること。